

1 調査概要

(1) 目的

我が国の高齢化は急速に進行し、2025年には団塊の世代が全て後期高齢者となり、国民の5人に1人が75歳以上になると予測されている。また、2040年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、高齢化は今後さらに進展することが見込まれる。

一方、本市の高齢化率は34.4%（平成29年度）で、国よりも10年以上速いペースで高齢化が進んでおり、後期高齢者数が最も多くなる平成37年度には、高齢化率も36.4%まで上昇することが見込まれている。

こうした状況の中で、長期にわたる療養や介護が必要となっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするために、医療・介護・福祉サービスに関わる関係多職種が連携し、様々な生活支援サービスを包括的かつ継続的に提供できる体制が必要とされ、中でも、在宅医療体制の充実と、それに向けた医療・介護間の連携強化が重要である。

本市では、「光市地域包括ケアシステムの構築に向けた基本的方向性（平成26年9月）」に基づき、平成24年度から平成26年度までを第1期として「医療介護連携システム」の構築に向けた取組みを重点的に展開し、医療と介護に関わる多職種の連携や情報連携ツール等について、具体的な取組みを行ってきた。

そこで、本調査においては、本市内の病院・診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーションにおける在宅医療の実施状況や、介護老人保健施設や居宅介護支援事業所を含む、関係機関との連携状況等の実態を把握し、課題や問題点を整理するとともに、本市に相応しい「地域包括ケアシステム」の構築に向け、今後の方向性を検討する基礎資料とすることを目的とする。

(2) 在宅医療の定義

本調査における在宅医療とは、医師、看護師等の医療関係者が、計画的に患者の自宅や高齢者施設等を訪問して提供する医療行為の総称とする。

(3) 調査対象

①調査結果

対象機関	対象件数	有効回答件数	回収率 (%)
病院・診療所	34	27	79.4
歯科診療所	21	16	76.2
薬局	26	20	76.9
訪問看護ステーション	4	3	75.0
介護老人保健施設	2	2	100.0
居宅介護支援事業所	18	16	88.9

②基本情報

ア 病院・診療所病床数分布

*病院病床数分布

20～49床	50～99床	100～149床	150～199床	200床～	計
2	1	0	0	3	6
33.3%	16.7%	0.0%	0.0%	50.0%	100.0%

*診療所病床数分布

無床	1～9床	10～18床	19床	計
19	0	0	1	20
95.0%	0.0%	0.0%	5.0%	100.0%

イ 薬局

*平均薬剤師数

薬剤師（常勤）	1.75	66.8%
薬剤師（非常勤）	0.87	33.2%
計	2.62	100.0%

*業務形態

調剤専門	4	20.0%
調剤が主	14	70.0%
調剤と一般薬販売が同程度	2	10.0%
一般薬販売が主	0	0.0%
計	20	100.0%

*麻薬小売業の免許

取得している	17	85.0%
取得していない	3	15.0%
計	20	100.0%

ウ 訪問看護ステーション

*併設医療機関の有無

併設医療機関 有	1
病院	1
併設医療機関 無	2

*併設事業の有無

併設事業 有	2
訪問リハ	1
居宅療養管理指導	1
居宅介護支援	1
併設医療機関 無	1

(4) 調査方法

郵送による配布・回収（しっ皆調査）

(5) 調査時期

平成29年10月

①調査基準日（平成29年10月1日）

②調査対象期間（特に記載がある場合を除き、平成29年10月1日から31日）

(6) 調査項目

①病院・診療所

- ・在宅医療の実施状況について
- ・在宅医療の実施体制について
- ・在宅医療の実施内容について
- ・関係機関との連携について
- ・居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）との連携について
- ・市民に向けた情報提供について

②歯科診療所

- ・在宅医療（訪問歯科診療等）の実施状況について
- ・在宅医療（訪問歯科診療等）の実施体制について
- ・在宅医療（訪問歯科診療等）の実施内容について
- ・関係機関との連携について
- ・居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）との連携について
- ・市民に向けた情報提供について

③薬局

- ・在宅医療の実施状況について
- ・在宅医療の実施体制について
- ・在宅医療の実施内容について
- ・関係機関との連携について
- ・居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）との連携について
- ・市民に向けた情報提供について

④訪問看護ステーション

- ・在宅医療の実施体制について
- ・在宅医療の実施内容について
- ・関係機関との連携について
- ・市民に向けた情報提供について

⑤介護老人保健施設

- ・在宅医療（居宅生活）への支援について
- ・居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）との連携について

⑥居宅介護支援事業所

- ・在宅医療の相談対応について
- ・関係機関との連携について
- ・かかりつけ医との連携について
- ・利用者が入院している時の病院等との連携について
- ・市民に向けた情報提供について